資料３－１

環境省
Ministry of the Environment

政府実行計画に基づく取組の促進に向けた検討状況

2026年11月11日

地球環境局地球温暖化対策課

本日のご説明事項

■ 本年７月に開催した地球温暖化対策推進本部幹事会のとりまとめ結果を踏まえ、本日は、①**太陽光発電**、②**再エネ調達**について、今後の取組事項を説明する。

点検結果を踏まえた今後の取組事項【地球温暖化対策推進本部幹事会（第４８回）資料2-1　一部抜粋】

■ 点検の結果、重点的に取組を進める事項とした①**太陽光発電及び②再エネ調達について、以下の通り取組を進める。**

■ その際、公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議も活用して**関係府省庁間で緊密に連携して進めていく。**

① 太陽光発電

・導入検討に必要となる構造計算書等の各種書類の保有状況等を踏まえ、**候補施設の優先順位付けを行い、太陽光発電整備計画の具体化を継続的に進める。**

・環境省保有施設における**PPA方式による導入検討及びノウハウの手引き化**を進める。また、各府省庁において、PPA方式を活用する**候補施設の選定や、事業化に向けた検討を環境省と連携して実施**する。

② 再エネ調達

・再エネ比率の向上に向け、令和9年度調達より環境配慮契約法に基づく**総合評価落札方式を適切に推進**する。

・入札事業者の確保やコストの低減等のため、**共同調達の実施や多様な電力メニューの許容、入札関係書類の標準化等を実施**する。

計画的な太陽光発電の導入

環境省

- 太陽光発電の導入については、府省庁ごとの**2030年度における設備容量ベースの導入目標（政府全体で57,671kW）に対する進捗状況がわずか2.8%と危機的な状況**にある。
- 導入目標実現に向けては、情報集約・整理に多大な労力がかかり導入施設選定や設計に関する検討が進まない、耐震改修等の緊急性の高い対応により太陽光発電設備の設計・施工の優先度が低くなり、財源確保が困難等の課題に対応するため、**①導入計画の継続的な具体化**、**②PPA方式の活用によるコスト抑制**、に取り組んでいく必要がある。

①導入計画の継続的な具体化

- 令和7年度から、各府省庁において**導入検討に必要となる各種書類（構造計算書等）の保有状況等の必要な情報収集、保有状況に応じた候補施設の優先順位付け**を実施し、計画を具体化している。
- 一方で、今後の導入計画は、2025年度末時点で118件（容量未定の計画も含む）、796kWにとどまっており、目標に対して大きく不足していることから、**必要な情報収集、候補施設の優先順位付けを継続して進めていただきたい。**

②PPA方式の活用によるコスト抑制

- 環境省保有施設において令和８年度中に実施予定のPPAについて、**冬頃の契約締結に向けて関係者調整中。**
- 令和９年度以降に政府部門において本格展開していくため、環境省において、PPA方式による導入に適した**候補施設（築年数が比較的浅く、ポテンシャルの大きな施設等）の選定方法のとりまとめ、事前調整や調達・契約等に関するノウハウの手引き化を進めていく。**
- 各府省庁においては、今後、**PPA方式を活用する候補施設の選定や、環境省と連携した事業化に向けた検討にご協力いただきたい。**

再エネ電力調達の促進（環境省の取組の共有）

環境省

■ 環境省における再エネ調達率は、2021年度：52%、2022年度：57%、2023年度：47%、2024年度：53%。

■ **2030年度再エネ100%目標（※）の実現に向けて実施済みの取組と、実施中・実施予定の取組**は以下のとおり。

※環境省では、政府実行計画に基づく目標（2030年度に60%）より野心的な目標を設定している。

＜実施済みの取組＞

① 地方環境局等所管内の官署における電力調達

・**地方環境局、自然環境事務所単位で**所管する施設の電気を**まとめて調達**

・少額随契規模の調達は**リバースオークションを活用**してまとめて調達

・環境省が自前で調達している電気については、令和８年度は離島の施設、融雪用電力を使用する施設、定額電灯プランの街灯等、月末の検針ができない施設のうち一部を除き、再エネ100%調達

② 地方環境局等所管外の官署における電力調達

・環境調査研修所、新宿御苑、皇居外苑、京都御苑、生物多様性センター、国立水俣病総合研究センター・水俣病情センターによる**共同調達、調達要件の見直し（多様な電力メニューの許容等）**により、再エネ100%調達

＜実施中・実施予定の取組＞

① 令和9年度に移転予定である新庁舎の共同調達への参画の検討、再エネ100%調達の実施

② 調達手法の見直し

・**総合評価落札方式**の適切な推進（環境配慮契約法）

③ 合同庁舎における再エネ電力切り替え

・中央合同庁舎５号館における令和９年度調達の要件見直し、再エネ100%調達の要請

・合同庁舎における再エネ電力切り替えに向け、**施設管理担当が集まる会議等を通じて調整**

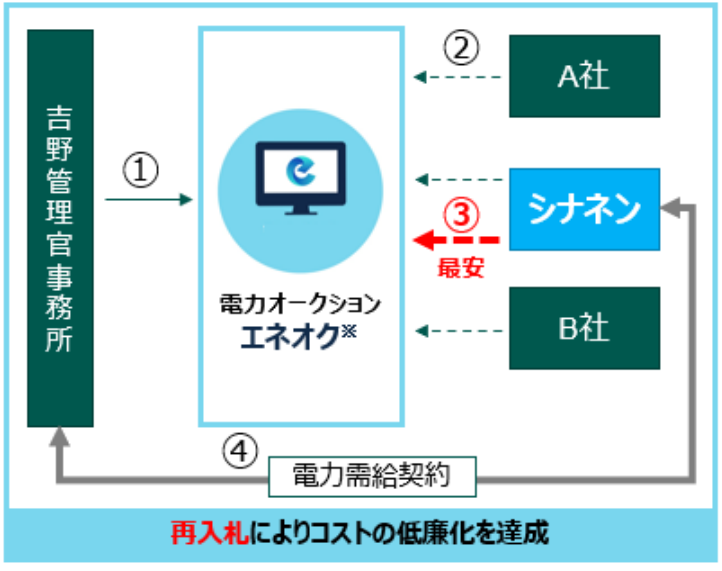
（参考）リバースオークションの活用

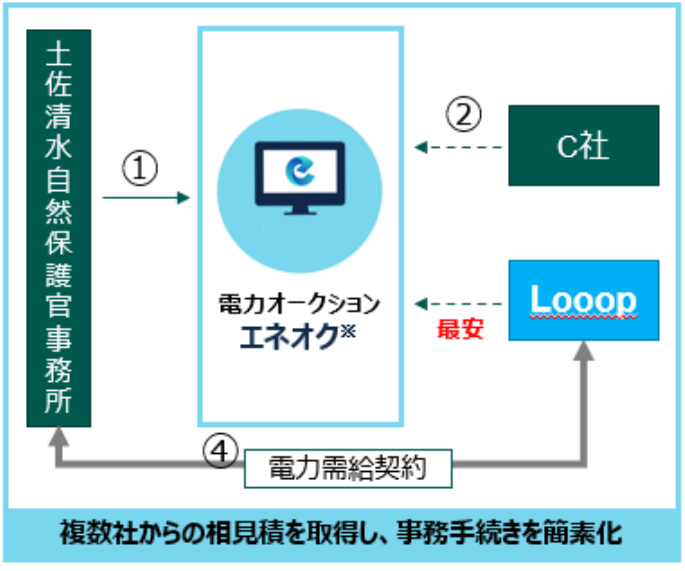
■ 環境省では、令和2年度電力調達より、少額随契規模の調達において**相見積もり取得の一環としてリバースオークションサービスを活用。従来契約よりも安価に再エネ100%電力の調達を実現。**

※複数の小売電気事業者からリバースオークション形式で見積りを徴取し、最低価格を提示した小売電気事業者と契約するサービス。個別の小売電気事業者への見積りを徴取する必要がなく、調達者側にとっては、手続きの合理化を図ることが可能。

■ 現在、**全ての地方環境局において活用。**

〇環境省の事例





取組No	取組内容
①	○現在の契約情報の提供（直近12か月の明細） ○条件の指定（RE100）
②	入札
③	再入札
④	電力需給契約

※入札に先立ち、現行契約から予定価格を作成。

施設	吉野管理官事務所		土佐清水自然保護官事務所	
	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度
再エネ比率	100%	–	100%	–
予定使用電力量（A）	4,803kWh		3,088kWh	
入札価格（税抜）／（A） ※ 再エネ賦課金、燃料費調整は除く	24.8円/kWh	29.9円/kWh	26.8円/kWh	34.5円/kWh
契約事業者名	シナネン株式会社	関西電力株式会社	株式会社Looop	四国電力株式会社

（参考）共同調達、多様な電力メニューの許容

環境省

- 令和８年度の電力調達では、環境省の**全国７施設で共同調達を実施**。
- 調達にあたっては、**不落・不調リスクや調達コストを低減するため、主に以下の工夫**を行った。

  ①事前の小売電気事業者へのヒアリングにおいて、需要規模の大きい案件から入札を検討するとの声が多かったことを受け、**７施設を束ね需要規模の大きい案件（合計で636万kWh）を組成**。

  ②従来、料金体系の指定により入札可能事業者が限定されていたことを踏まえ、**事業者独自の燃料調整費を許容する等、調達要件の見直し**。
- その結果、**複数事業者からの入札**があり、**前年度の支払い総額より安価に再エネ100%電力が調達できた**。

調達要件の見直し内容

●事業者独自の燃料調整費の許容

従来、旧一般電気事業者と同等の料金体系が一般的な要件となっていたが、独自の料金体系の小売電気事業者が増加していることを踏まえ、燃料費等調整額の算定方法について任意の算定緒言を採用することを許容した。

（仕様書抜粋）
各月の燃料費等調整額は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が適用する燃料費等調整単価の算定緒言に準じる、**もしくは受注者が独自に定める公開された算定諸元により算出する**ものとし、いずれの場合も基準燃料価格に上限を定める必要はないものとする。契約期間中に燃料費等調整に係る制度の改定があった場合は、別途協議を行い、算定方法を定めるものとする。なお、燃料費等調整額には当該地域を管轄する一般送配電事業者が算出する離島ユニバーサルサービス単価を含むものとする。

●書類提出期限の設定

再エネ比率を証明する書類については、電力使用量の確定時期や証書の購入時期により、当初設定していた提出期限に間に合わない可能性が往々にしてある。そのため、当初設定していた期日までの提出が難しい場合は、協議により定めた期間内に提出することとした。

（仕様書抜粋）
乙は、契約年度における電力供給が終了後、原則翌月10日までに、供給元電源情報及び供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料として、別紙４を甲に送付すること。**但し翌月10日までの送付が難しい場合は、甲乙協議により定めた期間内に提出**すること。また、再生可能エネルギー電気の供給に用いた証書の写しを別紙４提出後、甲乙協議により定めた期間内に提出すること。

再エネ電力調達の促進（総合評価落札方式の適切な推進）

環境省

■ 環境配慮契約法基本方針の改定（令和８年３月13日閣議決定）により、電気の供給を受ける契約については、これまで一定の要件をクリアした事業者に入札参加資格を付与する「裾切り方式」としていたが、環境配慮の取組を適切に評価するため、**2027年度分の契約から総合評価落札方式を導入**することとした。

■ また、**地域共生が図られていない発電施設で発電された電気の調達を避けるため**に、電気調達に関する入札説明書に**入札参加者の資格として、**供給する電気及び環境価値の由来となる発電施設の提出、当該**発電施設を設置又は運転する事業者が関連法令に違反していないことを誓約**させるとともに、総合評価落札方式において、**地域共生型の再エネや追加性のある再エネの調達を行う小売電気事業者を加点評価**する。

電気供給契約の総合評価落札方式における評価項目

総合評価落札方式における標準点の評価項目及び標準的な基準値例

	標準点の評価項目	基準値
1	電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示していること	－
2	事業者全体[注1]又は調達電力の二酸化炭素排出係数	事業者全体：0.435kg-CO_2/kWh以下 調達電力　：0.342kg-CO_2/kWh以下
3	調達電力に占める再生可能エネルギー電気の割合	50%以上

総合評価落札方式における加算点の評価項目及び標準的な配点例

		加算点の評価項目	配点[注2]
ア	必須	事業者全体[注1]の二酸化炭素排出係数	20点
イ		調達電力に占める再生可能エネルギー電気の割合	10点
ウ		再生可能エネルギーの導入状況	5点
エ		未利用エネルギーの活用状況	5点
オ		調達電力に占める追加性のある再生可能エネルギー電気の割合	5点
カ		指定地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組	5点
キ	任意	ディマンド・リスポンスの取組	任意

注１：沖縄電力供給区域においては同供給区域内で供給された排出係数を使用するものとする。
注２：配点は加算点の標準的な例を示したもの。加算点の合計50点を変更しない限り、調達者の判断により、キの任意の評価項目の採用を含め、配点・配分を決めることは差し支えない。

これまでの裾切り方式における評価項目

【必須項目】
- ① 二酸化炭素排出係数（70点）
- ② 未利用エネルギーの活用状況（10点）
- ③ 再生可能エネルギーの導入状況（20点）

＋

【加点項目】
- ④ 省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組
地域における再エネの創出・利用の取組（5点）

≧ ７０点

※70点以上の事業者に入札参加資格を与える。入札参加資格を得た事業者の中で最も安価な者と契約する。

再エネ電力調達の促進（入札関係書類の標準化）

環境省

- 小売電気事業者からは、仕様内容の把握や提出書類の様式の不統一などにより、入札可否の判断に要する工数が大きいこと等が課題として挙げられており、**仕様等の共通化など工数削減の工夫が必要**。
- 各府省庁の調達担当者向けに**契約書類のひな型を契約方式（総合評価落札方式・裾切方式）ごとに作成**し、環境省HPで提供しているため、**令和９年度の電気調達から積極的に活用していただきたい。**

契約類型ごとの参考資料

ホーム ＞ 政策 ＞ 政策分野一覧 ＞ 総合環境政策 ＞ 環境と経済 ＞ グリーン契約（環境配慮契約）について ＞ 契約類型ごとの参考資料

電気

- 電気供給契約（総合評価落札方式）における契約書類の例（PDF）[PDF 1.5MB]
- 電気供給契約（総合評価落札方式）における契約書類の例（word, excel）[File 381KB]
- 電気供給契約（裾切り方式）における競争参加資格に係る地域ごとの配点例[PDF 130KB]
- 電気供給契約（裾切り方式）における仕様書、競争参加資格確認関係書類等の例[PDF 560KB]

環境省HP：https://www.env.go.jp/policy/ga/bp_mat.html

（参考）仕様書ひな型の見直し（独自燃料調整費・市場連動型の紹介）

環境省

■ 環境省が示す電力仕様書例においては、これまで旧一般電気事業者と同様の料金体系を示しており、**独自に燃料調整費を定める場合や市場連動型の料金体系について示していなかった。**

■ 一方で、入札者の不足等を理由に環境配慮契約が未実施である機関が複数あり、**様々な料金体系を許容する記載にすることで、入札に参加できる事業者が増えると考え、仕様書のひな型を見直した。**なお、競争の平等性を確保するため、入札価格は総額とすることを想定している。

●仕様書ひな型の記載

電気料金の算定は、次に掲げる方法により行うものとする。 ※調達者は料金体系の設定に応じてア、イまたはウを選択して記載。
料金体系を絞りたい場合はいずれかを選択して記載し、その限りでない場合（出来るだけ応札者を確保したい場合）はア～ウの全てを記載することにより、多様な料金体系を提供する事業者が応札できる。

ア　電力量料金：固定単価、燃料費等調整額：旧一般電気事業者の算定諸元に準じる場合
（中略）

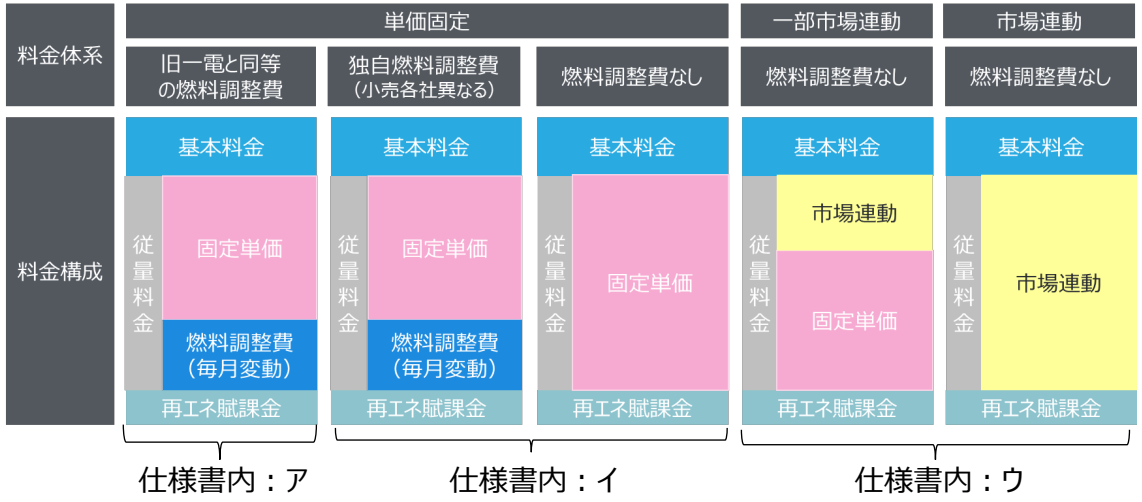
イ　電力量料金：固定単価、燃料費等調整額：独自に定める算定諸元での算出を認める場合
（中略）

ウ　電力量料金：市場連動、燃料費等調整額：独自に定める算定諸元での算出を認める場合

①－１　基本料金
契約ごとに月ごとに基本料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの契約容量に応じて算定するものとする。なお、基本料金が設定されていない場合は、当該基本料金を０円とみなして算定するものとする。

①―２　電力量料金
契約ごとに定める従量料金単価に３０分ごとのJEPXエリアプライスの実績単価にスポット取引手数料単価、託送料金単価を含む管理費単価、環境価値単価（非化石証書単価）を加えた額に、当該契約に係る施設の同日同時刻帯の３０分使用電力量※の実績を乗じて算定するものとする。
※需給契約開始後、３０分値を発注者が確認できる体制を整えること。

◆小売電気事業者で提供される様々な料金体系イメージ



①―３　燃料費等調整額
受注者が独自に定める公開された算定諸元により算出するものとし、いずれの場合も基準燃料価格に上限を定める必要はないものとする。なお、燃料費等調整額が設定されていない場合は、当該燃料費等調整額を０円とみなして算定するものとする。契約期間中に燃料費等調整に係る制度の改定があった場合は、別途協議を行い、算定方法を定めるものとする。なお、燃料費等調整額には当該地位を管轄する一般送配電事業者が算出する離島ユニバーサルサービス単価を含むものとする。

①―４　再生可能エネルギー発電促進賦課金
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）に基づく賦課金（以下「再エネ賦課金」という。）は当該地域を管轄する旧一般電気事業者の標準供給条件により算定するものとする。